



広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市
都市部市街地整備景観課
TEL 822-8127
FAX 826-0420



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
近年、協力員の方の人数が減少傾向になっています。ぜひ、お知り合いの方にお声をかけていただきますようお願いいたします。



屋外広告の日に総勢 37 名が参加

9月10日(月)に、追浜、横須賀中央地区において「屋外広告物適正化キャンペーン」を実施しました。違反広告物除却数は、1件、事業主等の啓発件数は、28件でした。

参加された方々は、広告景観推進協力員の皆様のほか、横須賀・田浦警察署、国土交通省横浜国道工事事務所、神奈川県横須賀土木事務所、東京電力、NTT東日本、神奈川県広告美術協会でした。

皆様ご多忙の中ご協力ありがとうございました。

第 13 回意見交換会の報告

8月24日(金)、市役所3号館403会議室において意見交換会が開催されました。今回は5名の方にご出席いただきました。

☆主な意見

- ・お店への繰り返し指導も必要だが、大きな看板については、指導しにくいので、看板業者に周知して未然に防げないか。
- ・今年度から新しくお店を出す人へ事前に周知するため、保健所に「横須賀市屋外広告物条例のあらまし」を置いている(市)。
- ・指摘件数をまとめてみると、街ごとの違いがでてくるのではないか。
- ・商店街ごとに自主規制を考えてもらえるといい。
- ・商店街もこれからは街の雰囲気をよくしていき、それぞれ特徴を出すことを考えた方がいい。
- ・条例改正でアーケードや街灯柱等に広告旗をつけることができるようになるのはいいことだ。路上に置くより、頭の上の空間を利用したほうが見栄えもいい。
- ・広告旗を掲出するモデル地区をどこかの商店街に頼んで、広告旗の掲出を進められないか。
- ・来年度も今年度と同様に月1回ケイビパトロールを行い、各地区2回は回れるようにしたい。

協力員任期更新のお知らせ

身分証明書の有効期限が平成25年3月31日までの方にお知らせです。

(協力員番号 3~60番、162,164番、193~199、204~209番の方)

協力員の任期は、委嘱日から翌年度末日までとなっています。再任を希望される方は、再度講習会を受講してください。なお、再任のための講習は、再任の6ヶ月前から受講できます。

今年度の講習会の日程は下記のとおりです。

- ・平成24年12月7日(金) 14:00~
開催場所：市役所3号館403会議室
- ・平成25年 3月5日(火) 14:00~
開催場所：市役所3号館403会議室
(講習時間は1時間程度です)

受講を希望される方は、事前に都市部市街地整備景観課 822-8127 (直通) までご連絡ください。

また、再任を希望されない方は、委嘱任期終了後(平成25年3月31日以降)に身分証明書・腕章等を当課までご返却ください。

